

議第59号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年6月11日提出

三島市長 豊岡 武士

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日市行第411号）の一部を
次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。